

スルモノトシ差當リ岡村部隊（現地軍ヲ含む）與亞院華北連絡部（天津派遣員事務所ヲ含む）及北京日本大使館協力ノ下ニ主トシテ天津海關ニ對シ現貨ニ即シ我方ノ把運力強化ノ方策ヲ講スルモノトス

第二 要 領

一、從來兎角ノ非難アル石井常務稅務司ノ華北海關外ヘノ轉出ヲ圖リ黑澤稅務司ヲ其ノ後任ト爲スモノトス

二、上海總稅務司ノ華北探題ナル「マイヤーズ」腹心ノ部下トシ排日的行爲ヲ續ケツツアル副稅務司「フナガン」ヲ現在ノ總務課長タルノ地位ヨリ退ヒ飯田副稅務司ヲ其ノ後任ト爲スモノトス

三、黑澤稅務司及飯田副稅務司ヲ岡村部隊及與亞院華北連絡部ノ屬託トシ常ニ我方ト緊密ナル連絡ニ當ラシムルモノトス

四、現行ノ英文總稅務司訓令ヲ日本語ニ翻譯シ我方ノ海關指導上ノ參考ト爲スモノトス

五、日本語及支那語ヲ海關用語トシテ併用セシメ英語ハ可及的之ヲ使用

セシメサルモノトス

第三 措 置

一、要領一ニ就シテハ北京日本大使館ヨリ上海日本總領事ニ連絡シテ之カ實現ヲ圖ルモノトス

二、要領二ニ就シテハ天津特別市特務機關ニ於テ熱澤稅務司ヲ指導シ爾今飯出副稅務司ヲシテ總務課ノ事務ニ當ラシムル旨ノ文書ヲ稅務司「マイヤース」ヲシテ作成セシムルモノトス

三、要領四ノ英文總稅務司訓令ノ翻譯ハ天津特別市特務機關指導ノ下ニ委員會ヲ設ケ之ニ當ラシムルモノトス翻譯完了ノ時期ハ大體本年中ト決定ス

四、要領五ニ就シテハ直ニ財政總署ヨリ華北内務廳全館ニ通牒セシムルモノトス通牒ノ具體的内容ニ就シテハ天津特別市特務機關ヨリ意見ヲ提出セシムルモノトス

五、本要領ノ實施ハ興亞院華北連絡部及天津領事館ニ於テ天津特別市特

務機關ト密接ナル連絡ヲ保チ之ニ當ルモノトス

左記 四

北支爲替集配協基準通貨變更ノ件

方 針

英米等ノ採結令實施ニ伴ヒ北支ノ對第三國貿易關係ニ於テ米貨ハ決
濟通貨トシテノ機能ヲ喪失セルヲ以テ北支爲替集配協ニ左記要領ニ
ヨル修正ヲ加フルモノトス

要 領

- 一、第三國（日本及滿洲）ヲ除キ中南支ヲ含ム以下同シ一同爲替ハ中聯
ノ指定スル外貨ノ外特別圓勘定ニ屬スル圓貨表示ヲモ含ム候指導
スルコト
- 二、圓爲替集中ニ當リテハ爲替銀行ハ中聯ノ指定スル外貨ヲ正金銀行
ニ賣却シ圓資金ヲ調達ノ上特別圓勘定ニ拂込マシメ其ノ他ノ方法
ニ依リ調達シタル圓資金ノ拂込ヲ認メサルコト

三、中柳ニ於テ集中スヘキ第三國向爲替ハ特別圓勘定ニ集中スル條措
直スルコト

四、中柳ハ爲替銀行ノ顧客ニ對スル第三國向買爲替ノ「カヴァー」ト
シテ特別圓勘定ヨリ圓爲替ヲ供給シタルトキハ正金銀行ハ爲替銀
行ニ對シ所要ノ外貨爲替ヘノ之カ振替ヲ爲スコト

五、前各款ノ都合ニ於ケル圓ト外貨トノ相場ハ二三^{7/16}基準ナルコト

六、外國爲替基金前ノ運用ニ就シテハ右ニ準シタル取扱ヲ爲スコト

措 直

一、中柳方圓爲替ノ集中ヲ爲スニ當リテハ左ノ場合ニ於テ爲替銀行ノ
爲替賣却證明ニ對シ確認ヲ爲スコト

(A) 正金カ第三國向輸出爲替ヲ買取ル場合ニアリテハ當該爲替ニ
付仕向地ニ於ケル入金外貨額ニ相當スル圓資金ヲ當該輸出爲
替ノ入金時期迄ニ受渡トナル爲替ニヨリ中柳ニ賣却スルトキ

(B) 正金以外ノ取行カ第三國向輸出爲替ヲ買取リ正金
カ

輸出者ヨリ外貨銀行爲替ヲ買取ル場合ニアリテハ當該銀行爲
替ニ付仕向地ニ於ケル入金外貨額ニ相當スル圓資金ヲ右銀行爲
替ノ入金時期迄ニ受渡トナル爲替ニヨリ中柳ニ賣却スルトキ

(イ) 正金以外ノ銀行カ第三國向輸出爲替ヲ買取リ正金ニ對シテ輸出
出資ヨリ圓貨銀行爲替ノ買却申込アルトキハ右銀行カ當該爲替
ノ入金額相當額ノ指定外貨ヲ圓貨ヲ對價トシテ正金ニ賣却シ正
金カ相當額ノ圓資金ヲノ入金時期迄ニ受渡トナル爲替ニヨリ
中柳ニ賣却スルトキ

(ニ) 正金以外ノ銀行カ第三國向輸出爲替ヲ買取リ中柳ニ確認ヲ求
ムル場合ニアリテハ當該爲替ニ付仕向地ニ於ケル入金外貨額ニ
相當スル指定外貨ヲ正金ニ賣却シ依テ生スル圓資金ヲ當該輸出
出爲替ノ入金時期迄ニ受渡トナル爲替ニヨリ中柳ニ賣却スルト
キ

(三) 正金又ハ鮮銀以外ノ銀行カ第三國向輸出爲替ヲ買取リ當該銀行

爲替ヲ鮮銀及正金ヲ以テ中柳ニ賣却スルトキハ(ロ)及(ハ)ニ準シタル取扱ヲ爲スコト

二、第一項ノ外貨ノ指定ハ中柳ノ委託ニ依リ正金ヲシテ之ヲ行ハシムルコト

三、中柳カ爲替銀行ヨリ其ノ顧客ニ對スル賣却爲替ノ一カヴァーメントシテ爲替買入ノ申込ヲ受ケタルトキハ當該銀行ヨリ買入レタル圓爲替金額ノ範圍内ニ於テ他別圓切定ヨリ圓爲替ヲ供給スルコトトシ、餘剰入爲替取扱銀行カ正金以外ナルトキハ正金ハ當該銀行ノ要求ニ應シ石圓爲替ノ外貨爲替ヘノ振替ヲ爲スコト

四、以上ノ趣旨ニヨリ別紙ノ通り關係規定ノ改正ヲ爲スコト
左記 五

爲替管理規則

第一條 本規則ニ於テ爲替トハ華北ヨリ華北外ニ仕向ケ若ハ華北外ヨリ華北ニ仕向ケタル一切ノ送金手段又ハ中國聯合準備銀行券以外ノ

通貨ヲ以テ表示セラレタル一切ノ送金手段ヲ謂フ

第二條 本規則ニ於テ信用狀トハ荷爲替信用狀、逆爲替信用狀、旅行信用狀、旅行小切手、其ノ他此等ニ準スルモノヲ謂フ

第三條 華北政務委員會財務總署督辦ノ許可ヲ受クルニ非サレハ左ニ
 一 爲替ノ買入、賣却又ハ支拂
 二 華北外ニ仕向ケタル信用狀ノ發行又ハ取得
 三 中國聯合準備銀行券以外ノ通貨ノ買入又ハ賣却
 前項ニ漏クル取引又ハ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスルトキハ本規則附屬申請書式ニ依ル許可申請書ヲ提出スヘシ

第四條 華北政務委員會財務總署督辦ノ指定スル場合ニ在リテハ前條ノ規定ニ拘ハラヌ其ノ取引又ハ行爲ニ付許可ヲ受クルコトヲ要セス

第五條 華北政務委員會財務總署督辦本規則ノ實施ニ關シ必要ト認ムルトキハ報告ヲ徹スルコトヲ得

第六條 華北政務委員會財務總署督辦ノ許可ヲ受ケスシテ第三條ノ行

爲シテ爲シタル者又ハ第五條ノ規定ニ依ル報告ヲ提出セサル者若ハ虛

偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ千圓以下取ハ當該取引又ハ行爲ノ目的物ノ

價額ノ三倍以上五倍以下ノ罰金若ハ一ヶ月以下ノ拘役ニ處ス

第七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業

者カ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ第六條ノ違反行爲ヲ爲シタルト

キ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シテ第六條ノ罰金刑ヲ科

ス

第八條 本規則實施ニ關シ必要ナル事務ハ當分ノ間中國聯合準備銀行

ヲシテ代行セシム

附 則

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左記 六

中國 備 銀行 指導 要 領

一、銀行ニ於ケル一切ノ取引勘定ハ聯銀券建（對第三國及對中文爲替歸

係等銀行業務上聯銀券以外ノ通貨表示ニ依ルヲ得サル場合ヲ除ク）

ニ依ルモノトシ法幣ニ依ル取引ハ一切之ヲ爲サシメサルコト

現在法幣券ト爲リ居レルモノハ別ニ指示スル方法（原則トシテ法幣

百圓ニ對シ聯銀券六十圓ノ比率ニ依ルコト）ニ依リ一切聯銀券建勘

定ニ切替フルコト

尙現在手持ニ係ル法幣又ハ未發行法幣ハ華北政務委員會ニ引渡スコ

ト

二、銀行ノ資金運用ハ左ノ方法ニ依ラシムルコト

（一）一定ノ金額ヲ超ユル金銀ノ貸付又ハ手形ノ割引ハ中國聯合準備銀

行ノ承認ヲ要スルコト

（四）有價証券ノ應募、引取又ハ買入ニ關シテハ華北政務委員會財務督

辦ノ指定スルモノニ限ルコト

（五）華北政務委員會財務督辦ノ指定スル銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金

ニ限ルコト

三、銀行ニ於ケル華北外トノ為替取引ハ付替ヲ含ム一ハ華北政務委員會
財務官辦ノ許可ヲ受ケシムルコト但シ為替官辦規則ニ依リ許可ヲ長
セサル場合ヲ除ク

四、銀行ハ營業ノ為必要ナル事情ヲ以テ又ハ債權辦償ノ為必要ヲ引受
クル場合ヲ除クノ外動産不動産ヲ所有スルコトヲ得サシムルコト

五、銀行ハ其ノ預金ニ對スル支拂準備トシテ華北政務委員會財務官辦ノ
定ムル金額以上ノ金額ヲ中國聯合準備銀行ニ預ケ置カシムルコト但

シ華北政務委員會財務官辦ノ指定スル有價證券ヲ中國聯合準備銀行
ニ預託スルコトヲ以テ之ニ代フルコトヲ得ヘキコト

六、銀行ハ左ノ場合ニ於テハ華北政務委員會財務官辦ノ認可ヲ受ケシム
ルコト

- (イ) 商標ヲ變更セントスルトキ
- (ロ) 資本金ヲ變更セントスルトキ

5%

(イ) 従タル營業ノ設置セントスルトキ

(ロ) 分行以外ノ營業ノ分行ニ變更セントスルトキ

(ハ) 監督官ニ力就任又ハ退任セントスルトキ

(ニ) 利益金ヲ配分セントスルトキ

(ホ) 合併ヲ為サントスルトキ

(ヘ) 解散又ハ業務ノ廢止ヲ為サントスルトキ

七 銀行ハ毎月末現在ノ貸借對照表及損益計算書並ニ營業年度毎ニ別ニ

定ムル様式ニ依ル業務報告書ヲ北政務委員會財務監督ニ提出セシ

ムルコト

八 北政務委員會財務監督ハ何時ニテモ銀行ヲシテ其ノ業務ニ關スル

報告ヲ為サシメ又ハ必要ト認ムル書類帳簿ヲ提出セシムルコトヲ得

ルコト

九 北政務委員會財務監督ハ何時ニテモ銀行ノ業務及財産ノ状況ヲ檢

査スルコトヲ得ルコト

六、銀行カ華北政務委員會ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ華北政務委員會財務管辦ハ業務ノ停止若ハ經營主腦者ノ改任ヲ命スルコトヲ得ルコト

七、其ノ他華北政務委員會ノ命令ヲ遵守セシムヘキコト

三、第六項及第十項ヲ除クノ外華北政務委員會財務管辦ノ權限ハ當分ノ間中國聯合準備銀行之ヲ代行スヘキコト

左記 七

時局懇談會ニ於ケル參謀長懇談要旨

一、司令官ノ更迭ト對華北施策ニ就テ

司令官閣下更迭ニ伴ヒ對華北施策ニ大轉換ヲ來スカ如キ慮アルヤニ聞キ及フモ斯ノ如キハ毛頭考ヘアラサル所ニシテ日華各方面ノ人等ノ如キモ現狀ニ變化ナク現在ノ陣容、機體ニ信倚シ軍官民一体トナリ愈々華北建設ニ精進セラレ度希望ナリ

二、占據地域ニ就テ

又那事變ノ處理ハ我國策ノ中心ナリ、世界情勢ノ變遷ニ依リ施策ニ多少變更アリトスルモ右根本的變化ハ考ヘラレサル所ナリ
 北支ハ日漸支自存圈ノ重要一部分ニシテ現治安地域ハ日本ノ爲絶對確保ヲ要スル所ナリ

最近吾國ニ皇軍治安地域ノ縮少等ヲ云々スルカ如キ風評アルモカクノ如キ企圖ハ絶對ニ有セス

安心シテ北支ノ開發建設ニ邁進セラレ度

三、經濟封鎖ニ就テ（重要國防資源取得トノ關聯）

一切ノ物資ノ對敵地區流出ヲ禁絶シ以テ敵繼續力ヲ破摧セントスルハ中央ヨリ前線ニ至ル迄一貫シテ行ハルヘキ現下重要施策ナリ
 國防上眞ニ重要ナル資源ヲ敵地區ヨリ取得スルハ右經濟封鎖ノ效果ヲ減殺セサル主旨ノ下ニ方面軍統制下ニ行ハルヘキモノト承知セラレ度

四、重要資派（地）警備ニ就テ

北支カ重要國防資源ヲ増産地ニシテ日滿寄與ノ負擔ハ益々重且大トナ
リツツアリ而モ現下狀況ニ於テ中共並重慶側匪國ノ威嚇工作積極化
ノ企圖ハ懸念スヘカラス

五、現地自治、消費節約ニ就テ

現下情勢ニ於テ北支在任ノ邦人ハ專自民ヲ向ハス生活節貯蓄等ノ内
地ニ願ルコトナク現地自治ニ徹底シ消費節約ノ履行ヲ圖リ度

六、防諜ノ件

承知シアルニト雖モ國家國土ノ見地ヨリ考察シ不長事候ハ一切話題
トモス口クセサルノ防諜概念ヲ堅持セラレ度

七、國策會社、大橋正等ノ協力的態度ニ就テ

本日參案ノ各社ニ於カレテハ固ヨリ十分ナル認識ト協力的態度ヲ持
セラレアル所ナルモ下級官吏ニ於テハ動モスレハ該北當局ノ行威、
應付施策ニ反スルカ如キコトナシトセス
例、資金凍結令發布ニ伴ヒ

通粉ノ長トアリ

天津ノ材長付ノ妨害

物動該案ノ圍取引

等

右ノ如キニ信憑亂、反國策的行爲ニ就テハ嚴ニ取締ラレ度

八 自肅、自戒ニ付テ

現地邦人ノ自肅、自戒ニ就テハ今更ニ長セサル所ナルモ特ニ國策會議、大商社等ノ社長ハ所謂一般邦人ノ代表中樞人物トシテ日本人タル名ヲ恥シメサル如ク行動ヲ律セラレ度特ニ青少年社長ノ指導ニ就テハ精神教育ノ徹底ニ依リ之カ適切ヲ期セラレ度、北支ハ國策推進ノ第一線トシテ末梢ニ即屬シ夫以上ノ新秩序ヲ遷ニ完成セラレ度切望ス

九 結 辭

國運進展ノ重大時期ニ際會シ東亞新秩序建設ノ先驅的開拓者トシテ活動シアル北支在任邦人ハ種ノ施策ニ協力シ官民一致東亞民族指導

者タルノ素質完成ニ努力シツツ先ツ一人一郷ノ華人ヲ涵ム心掛ケテ
以テ日華提携ノ實ヲ擧ケ聖戰目的達成ニ努力セラレ度

經濟懇談會懇談事項

一、資金凍結ノ華北金融經濟ニ及ボシタル影響

正金、開發

二、將來第三國期待物資取得ノ見込ト其方法

三菱、三井、大倉

三、華北食糧自給自足ノ緊急對策

三井、三菱

四、今後ノ通貨、物價安定施策

聯銀、鮮銀

五、輸入組合ノ強化、配給機構ノ整備

六、其他

左記 八
 資金繰結令適用国一覽表

アメリカ合衆国	七月二十八日	七月二十八日	七月二十六日
アメリカ合衆国領土	七月二十八日	七月二十八日	七月二十六日
フィリピン諸島 聯邦	七月二十八日	七月二十八日	八月一日
英 國	七月二十八日	七月二十八日	七月二十七日
北部アイルランド聯合王國	七月二十八日	七月二十八日	七月二十七日
カナダ	七月二十九日	七月三十日	七月二十九日
香港	七月二十九日	八月十一日	七月二十九日 (祝)
蘭 領 印 度	七月二十九日		八月九日 (祝)
オランダ	七月三十日		七月二十九日
英領ボルネオ	八月四日	八月五日	八月一日
オーストラリア聯邦	八月六日		八月三日
英 領 マレー		八月十一日	八月三日 (祝)
英 領 印 度		八月二十一日	八月九日 (祝)
ニュージランド		八月十一日	八月九日
南アフリカ聯邦		八月十一日	八月九日
ピルマ		八月二十一日	八月二十日
セイロン	八月十八日		八月二十日
英領ケニヤ			
英領ウガンダ			

外國人債取引
 サレタル日ニ適用
 臨時特別交易取
 引法ニ適用サ
 レタル日
 縁下部隊へノ適用
 日

2. 北支、蒙疆間經濟調整會議ノ件

北支、蒙疆間經濟調整會議ニ關シ八月一日、二日、三日ノ三日間與亞公館ニテ蒙疆側關係官ト協議ノ上左記ノ通り甲合セリ
尙本會議ニ軍ヨリ中村參謀、塚本參謀、中村中佐、加藤中佐、笠原少佐出席ス

一、雜穀ニ關スル件

(1) 受人機擘ノ單純化

華北側ノ受人機擘ハ差當リ從前通り軍機擘ニ於テ擔當スルモ蒙疆側ヨリノ要望ニヨリ官ニ於テ統制セラルル民間團體ヲシテ取扱ハシムル機擘ニ付考慮研究ス

(2) 輸出錢十九萬兩ノ件

昭和十五年十一月六日申合ノ華北蒙疆雜穀協定ヲ左ノ如ク改訂ス

昭和十六年十月末日迄ニ合計十萬兩（既出荷分六萬七千兩ヲ通

算一々華北ニ輸出シ又ハ華北向トシテ京包鐵道沿線ニ確保スル
如ク努力ス

若シ十月末日迄二十萬噸ヲ蒐集シ得サル場合ハ其ノ不足分ニ付
テハ十一月以降ニ於テ供出ス

但シ華北市場價格變動甚シキ爲メ當事者ノ一方ヨリ協定價格ノ
改訂ノ要望アルトキハ其都度協議スルモノトス

本申合ハ昭和十六年七月二十七日以後輸出命令アリタル雜穀ニ
適用ス

(8) 昭和十六糧穀年度分取極ニ歸スル件

首魁ノ件ニ歸シ華北側ヨリ蒙疆側ニ對シ二十萬噸期待ノ申出ア
リタルニ付蒙疆側ノ作付狀況ヲ勘察シ追而協議スルコトトス

(9) 價格ニ歸スル件

昭和十六年十一月以降ノ雜穀價格ハ華北ニ於ケル市場相場ヲ基
準トス

準トス

訴解事項

(イ) 昭和十六年七月二十六日輸出命令濟數量ハ六七・一一九應ナ
リ

(ロ) 昭和十六年度分取極打合期日概ネ九月下旬トス

ニ、藥品ニ關スル件

(1) 藥品引取方ニ關スル件

(イ) 華北側ハ昭和十七年六月末迄ニ蒙疆側ヨリ三五〇萬兩ヲ引取ル
モノトス右ノ内昭和十六年十二月末迄ノ引取數量ニ付テハ華北
側ニ於テ可及的蒙疆側希望數量(一六〇萬兩)ニ達セシムル如
ク努力スルモノトス

(ロ) 價格ニ關シテハ華北土藥業公會ノ運営指導上等ヨリ相當引下ヲ
必要トスルモ可及的蒙疆側希望(兩當十四圓、但シ「モヒ」含

有量へ九%トシ八、五%ヲ下ラサルモノトス。ニ副フ如ク措置
スルモノトス

(2) 華北ニ於テハ藥品ノ急激ナル價格變動ヲ招來セサル様措置スルモノトス

(3) 密輸防遏對策上華北側ハ華北産（蒙疆ヨリノ密輸品ヲ含ム）ニ對スル稅率ノ引上ヲ實施シ華北、蒙疆相互間稅負擔ノ間隔ヲ縮少スル如ク措置スルモノトス

(4) 華北ニ於ケル藥品栽培ニ關シテハ華北側ニ於テ蒙疆側要望ノ如ク栽培面積ヲ制限スル様措置ス

三、石炭及鐵礦石ニ關スル件

(1) 大同炭ノ華北向價格決定ニ關スル件

大同炭ノ對北支向價格ニ付テハ更メテ至急兩者協議ノ上決定スルモノトス

(2) 鐵移出蒙疆産石炭ノ鐵産稅ニ關スル件

本件ハ北支側ニ於テ充分調査研究ノ上可及的蒙疆側ノ要求ニ副フ

ヘク措置スルモノトシ追テ北支側ヨリ蒙疆側ニ同答スルコト
 (8) 對日輸出蒙疆産鐵礦ニ對スル鐵産稅免除取扱方ニ關スル件
 本件モ二ト同様措置スルモノトス

四長芦鹽ノ蒙疆向割當數量ニ關スル件

(1) 成紀七三六年度
 民國三十一年

華北側ハ蒙疆側要求數量二萬噸中一萬噸ハ長芦鹽ヲ以テ輸出スル
 コトトス

殘餘ノ一萬噸ニ關シテハ華北側ニ於テ需給關係再調査ノ上蒙疆側
 ノ希望ニ副フ如ク努力スルモノトス、但シ長芦鹽ノ配給困難ナル
 トキハ還城鹽其他ヲ以テ之ニ充ツルコトアルモノトス、此ノ場合
 鹽價等ニ付テハ別途協議スルモノトス

(2) 成紀七三七年度
 民國三十一年

華北側ハ蒙疆側ノ希望(二萬噸)ニ副フ如ク努力ス

五 入蒙労働者ニ關スル件

今年度上半期ニ於ケル入蒙労働者數ノ實績並時局亟轉ニ伴フ蒙疆ニ於ケル國防建設及生産擴充強化ノ緊急性ニ鑑ミ差當リ今年度下半期ニ於ケル緊急對策トシテ左記申合ヲナシ之カ實行ニ遺憾ナキヲ期スルモノトス

記

(1) 募集目標

今年度下半期ニ於ケル入蒙労働者數三〇、〇〇〇ノ確保ヲ目標トシ華北側及蒙疆側ハ相互緊密ニ協力シ之カ供出ニ必要ナル方策ヲ講スルモノトス右ノ内八月頭初ニ於ケル緊急所要労働者五〇〇〇名（大同三〇〇〇龍烟三〇〇〇）ニ對シテハ之カ急速ナル確保ニ努ムルモノトス

之カ募集ニ關シテハ燕京道、冀東道、保定道、曹州道、兗濟道、沂州道、徐海道ニ主力ヲ注クモノトシ華北側ハ之ニ對シ割當配分

等適當ナル援助措置ヲ講スルモノトス

(2) 入蒙労働者募集ニ對スル便宜供與

率北側ハ蒙疆側ノ労働者募集ニ必要ナル諸手續、輸送並宣傳等ニ關シ滿洲側ニ對スルト同様ナル便宜ヲ供與スルモノトス

詠解事項

募集地區ノ設定、安家費ノ調整等ニ關シテハ追テ率北滿蒙勞務連絡會議ニ於テ協議スルモノトス

六 貿易機構ニ關スル件

(1) 輸移出入「ルート」ニ關スル件

本件ハ近日中ニ兩者ノ主任官會同ノ上協議スルモノトス

(2) 定縣、高陽附近ノ土布ノ蒙疆向輸出ニ關スル件

本件モ(1)ト同様トス

七 資金關係ニ關スル件

華北側提案（左記）ニシテハ蒙疆側及華北側ニ於テ協力ノ上縣案
 解決ノ爲善處スルコトトシ貿易計畫並ニ國際收支計畫ニ付テハ九月
 ニ更メテ協議スルモノトス、尙聯銀蒙銀間ノ借款問題ニ付テハ別途
 協議スルモノトス

左記

藥品、東正煙又ハ華北交通等ノ送金關係ニシテ未解決ノ問題モアリ
 且蒙疆銀行ヨリ中國聯合準備銀行ニ對シ對比又爲替資金（旅客携帶
 通貨交換金ヲ含ム）調整上其不足額トシテ（三月以降十月迄ノ分）
 一千五百萬圓ノ借款申込アリ此ノ際貿易計畫並國際收支計畫ヲ策定
 協議シ華北蒙疆間ノ國際收支均衡ヲ圖リ度

ニ金融關係

ノ準聯銀券地區ノ舊通貨買上ノ件

石門、邯鄲兩特務機關管下十八縣ニ於ケル舊通貨買上ハ十月一日
 ヨリ實施認可サル

2. 北支ニ於ケル日本國債ノ消化促進ノ件

右ニ關シテハ左記ニヨリ之カ消化促進ヲ圖ルコトトセラレタルモ
本件ハ在留邦人ヲ對照トスルモノナルニ付主トシテ總領事館、領
事館ヲシテ當ラシムルコトトシ軍ハ之ニ協力其ノ促進ヲ圖ルコト
トセリ

左記

北支ニ於ケル日到國債消化促進ニ關スル件

一方 針

現下ノ情勢ニ鑑ミ北支ニ於ケル居住邦人特ニ本邦系商社等ニ對シ本
邦戰時財政ノ運営ニ對シ内地居住者トノ關係ニ於テ衡正ナル負擔ニ
任セシムルト共ニ現地ニ於ケル消費節約、貯蓄獎勵ノ氣風ヲ徹底セ
シムル着意ノ下ニ差當リ日本國債（貯蓄債券、及報國債券ヲ含ム）
ノ積極的消化促進方策ヲ實施シ浮動資金ノ吸收ニ努メ、國債消化率
ノ向上ニ資シ併セテ經濟上ノ現地自活主義ノ推進ニ努ムルモノトス

二 要 領

- (一) 國債ノ消化促進ヲ圖ル對象ハ差富リ左ノ通りトス
- イ) 日本法人
- ロ) 中國法人ナルモ代表者又ハ責任者日本人ナルモノ（日露合辦事業ニ付テハ其ノ個々ノ場合ニ付適當ニ之ヲ定ムルコト）
- ハ) 日本人（倅給生活者ニ在リテハ勤務先カ日本法人タルト否トヲ問ハサルコト）
- (二) 國債ノ消化促進ヲ圖ル爲メ一途ニ對シ宣傳當ニ依リ其ノ趣旨ノ徹底ニ努ムルト共ニ概ネ左記金額ヲ標準トシテ適當割當額ヲ裁定シ沙トモ其ノ割當金額迄ハ事實上保有セシムル様勸奨スルモノトス
- イ) 會社ニ在リテハ拂込資本金利益金取引高等
- ロ) 會社組織ニ依ラサル事業ニ在リテハ利益金又ハ取引高等
- ハ) 個人ニアリテハ其ノ倅給手富賞與等
- (三) 國債消化促進ヲ勸奨スルニ當リ其ノ割當額裁定ニ付テハ概ネ左ニ

依ルモノトス

(イ) 會社及會社組織ニ依ラサル專業ニ對シテハ原則トシテ各個別ニ其ノ適當割當金額ヲ決定スルコト

(ロ) 官公更又ハ給料生活者ニ對スル割當ハ原則トシテ官公署又ハ使臣商社等ニ於テ取纏メ取扱ハシムルモノトシ、各個人ニ對スル割當額ニ付テハ其ノ標準ヲ該商社等ニ對シテ指示スルコト

(四) 保有國債ニ關シ賣放チ及之ニ伴フ闇相場ノ出現ヲ防止スル爲商社等保有ノ分ハ日本側銀行ニ可成保管又ハ預託セシムルモノトス

(五) 保有國債ノ資金化ニ付テハ國債賣出銀行ニ於テ必要アルトキハ國債擔保貸付又ハ國債買入ヲナス等金融ヲ容易ナラシムル様措置スルモノトス

三、措 置

(一) 國債消化促進方策ノ實施ハ專、與亞院、領事館、大藏省、銀行、民團、商工會議所等關係方面一致ノ下ニ實行スルト共ニ各地方ニ

於ケル實行ヲ徹底セシムル爲ニ總領事館管下ニ各地方關係機關ヲ以テ組織スル國債消化促進選用委員會ヲ設置スルモノトス

右委員會ハ概ネ左ノ事項ヲ審議決定スルモノトス

(1) 國債消化促進ニ關シ宣傳等一般方策ニ關スル事項

(2) 諸官公署、會社、個人等ニ對スル勸富ニ關スル資料ノ徵求割當金額ノ裁定ニ關スル事項

(3) 其ノ他必要ナル事項

(4) 前項委員會ニ於テ勸富金額決定ニ當リテハ各官公署、商社、個人當ヨリ別ニ定ムル資料ヲ徵シタル上中央ヨリ指示スヘキ一定標準ニ基キ適宜審議裁定シ保有ヲ奨奨スルモノトス

(5) 其ノ他本件實施細目ニ付テハ別途定ムル所ニ依ルモノトス

3 銅「ニツケル」鑄貨回收ニ關スル件

「ニツケル」不足ノ現況ニ鑑ミ在支貨幣ハ固ヨリ「ニツケル」貨其ノ他含「ニツケル」品ヲ努メテ蒐集シ現地ノ造兵廠、特別會計

後ニ買取ラシメ後送方中央ヨリ指令アリ差當リ日本政府發行ノ「ニツケル」貨幣、青銅貨幣、白銅貨幣並滿洲國政府發行ノ「ニツケル」貨幣、青銅貨幣ニ付テハ一般ニハ衆知センメサルモ公共機關其ノ他ニ對シ極力回收ニ努ムルト共ニ之カ使用ヲ努メテナササル如ク内面指示ヲ與ヘ回收ノ促進ヲ圖ルコトトセリ

各開鑛炭ノ北支内地場賣價格更改ノ件

諸鑛炭ノ北支内地場賣價格ニ付テハ八月五日ヨリ次ノ如ク更改セラレタリ

鐵道用炭	五圓引上
電業用炭	据置
軍管理鹽業用炭	三圓引上
山元一般民需炭	四圓引上
一般民需炭	
船炭用炭	

三畜産關係

北支畜産指導要綱ノ件

北支畜産指導ニ付テハ左記要綱ニ準據スルコトニ定メラレタリ

左記

第一 指導方針

北支ニ於ケル畜産指導ハ東亞共榮圈内自給自足ノ一翼タラシム可ク資源ヲ培養確保スルヲ以テ第一義トシ、關係諸機關ノ整備強化並ニ先進技術ノ導入ニ依リ逐次改善進歩ヲ圖リ、併セテ民生ノ向上ニ資スルト共ニ治安強化促進ニ寄與セシム

第二 指導要領

一、家畜ノ増殖改良

頭數増加ヲ主眼トシ左ニ示ス所ニ依リ現地實情ニ即スル品種改良ヲ考慮スルモノトス

各家畜別ニ増殖計畫ヲ必要トスルモノニ付キテハ別ニ之ヲ策定

- ス
- 1 馬（騾及驢ヲ含ム）馬及騾ハ國防上ノ要求充足ト交通及産業開發ニ鞏固ナル根柢ヲ與フル爲小裕軌跡馬ノ増産ヲ圖リ驢ハ勞役又ハ騾生産ノ爲大驢ニ重點ヲ置ク
 - 2 牛 役用ヲ主トシ肉用ヲ兼ネシメ淘汰蕃殖ニ依リ増殖改良ヲ圖リ現地自活量ノ確保ヨリ進ンテ對外輸出ノ増加ヲ期ス
乳用牛ハ草需並厚生上必要ノ最少限確保ニ努ム
 - 3 細羊 羊毛生産力補充計畫ニ準據シ急速ナル増産方策ヲ講ス
ルト共ニ食肉資源ノ確保ヲ期ス
 - 4 山羊 特ニ考慮ヲ加ヘサルモ前者ニ支障ナキ如クシ乳山羊ハ乳牛代用ノ程度トス
 - 5 豚 肉ノ増産ヲ主眼トスルモ豚毛ニ關シ併セ考慮ス
 - 6 鶏 卵肉ノ増産ヲ目的トシテ農村副業形態ヲ主体トス
 - 7 鶯（鶯）鬼、密峰等 地區的特色ヲ考慮シ他ノ畜産ニ支

障ヲ及ホササル程度ニ止ム

8 駱駝 役用ヲ考慮ス

ニ 家家畜及生産物ノ處理

1 家家畜市場 取引ノ公正圓滑ト公租公課ノ合理化並防疫ノ徹底ヲ

圖ル爲適地ニ公立家家畜市場ヲ設置シ監督指導ヲ強化ス

2 乳肉處理 乳肉衛生ノ保全並ニ畜産加工ノ振興ヲ圖ル爲屠場ハ

之ヲ公營トシ屠肉検査施設ノ整備改善ヲ期ス牛乳ハ之ヲ共同處

理ニ依リ公衆衛生ノ向上並經營ノ合理化ヲ圖ル

3 生産物收購 多年特有ノ發展ヲ遂ケアル商社買辦等ノ畜産物收

買組織網ヲ巧ニ利用シ其活動ヲ合理化ナラシメ出廻ノ促進ヲ期

ス

4 畜産加工工業 畜産加工技術ノ改善進歩ニ依リ畜質ノ向上並ニ

ソノ利用増進ヲ圖リ農民ノ福利増進ニ資スルト共ニ輸出ノ振興

ヲ期ス之カ爲與スレハ部門別統合統制ヲ行ヒ或ヒハ規格検査ノ

勵行、輸出組合等ノ設立ニ依リ對外信用ノ向上並ニ活動ノ圓滑ヲ圖ル

三、防疫

豕畜資源ノ維持確保並ニ増殖改良ノ障害トナリ又公衆衛生ニ關係アル各種家畜傳染病ノ豫防制遏及一般家畜衛生ノ改善ヲ圖ル之カ爲家畜市場強化、檢送防疫ノ徹底ヲ圖リ尙所要ノ試験研究並ニ血清類ノ製造ニ關シテハ擔當機關ノ整備擴充ヲ期ス

四、飼料ノ改良増産

飼料ハ自給自足ヲ目標トス之カ爲未利用地及野草ノ利用、飼料ノ調製法及貯藏法ノ改善並ニ飼料作物ノ獎勵ヲ行フ外飼料價値アル樹木ノ植樹ヲ獎勵シ以テ飼料及燃料ノ相剋緩和ヲ圖ル

五、試験研究及技術員ノ養成

試験研究ハ現下ノ状況上特に必要トスル事項ニ重點ヲ置キ華北農事試験場ヲシテ擔任セシムルモ小規模ノモノニアリテハ各關係機

關ノ活動ヲ助成ス

技術員ノ養成ハ差當リ短期教育ニ依ル中級以下ノ養成ニ重シク指
向ス高級技術者ノ養成ハ當分日本及滿洲ニ依存ス

六 指導獎勵振興並ニ統轄機關

1 中央統轄機關 實業總署、漁牧局ヲ嚥化シ畜産行政ノ統轄並ニ
直轄事業（馬、綿羊其他）ヲ運営セシム

2 地方機關 畜産主務機關ヲ嚥化シ所要ノ畜産施設ヲ開設セシメ
各地區のニ畜産業務並ニ技術ノ振興ヲ圖ルト共ニ基礎調査ノ完
成ヲ期ス

3 其他派員機關 其他情況ニ應シ所要ノ振興機關ヲ設置シ側面的
協力或ヒハ實行ニ當タラシムル外民間關係諸機關並施設ヲシテ
畜産振興ニ關シ協力セシム

七 其他

競馬ハ別ニ定メラレタル所ニ依ル

附記

蒙疆地區畜産指導ニ關シテハ特ニ連絡ヲ緊密ナラシムル如クスルモノ
四軍管理工場關係職制認可ノ件

石景山、山西、製鐵鑛業所、磁縣、山西、大汝口各族鑛業所ノ職

制認可セラル

五其ノ他

ノ滿洲向「セメント」鐵線ニ關スル件

中央部ヨリ照會滿洲向「セメント」ノ供出可能量ハ三萬噸東軍

ヨリ照會ノ滿洲向鐵線ノ供出可能量ハ五〇噸ノ旨夫々回答ス

2天津附近石油輸送ニ關シ許可前實施ノ件

天津附近ヨリスル石油類ノ流動ヲ矯正且逸散防止ノ爲之カ輸送ヲ

左記ニヨリ許可制トセリ

左記

一、要旨

石油類ノ流動ヲ規正スルト共ニ外濶手持占油類ノ逸散ヲ防止スル爲
天津及塘沽附近ヨリ他ノ地區ニ搬出スル石油類（軍需ヲ除ク）ニ付
キ輸送許可證ヲ實施スルモノトス

ニ、輸送許可證發行者左ノ如シ

天津特別市特務機關長

天津特務機關長

三、輸送許可證施行範圍

陸上及水上輸送全般ニ關シ施行スルモノトシ其ノ施行區域ハ輸送許
可證發行者ニ於テ定ムルモノトス

四、許可範圍左ノ如シ

イ、中央物資對策委員長若クハ與亞院華北連絡部長官ノ發行セル石
油類割當證明書ヲ有スルモノ

ロ、特別資源調整委員會ノ許可書ヲ有スルモノ

ハ、岡村部隊本部ニ於テ特ニ指示セルモノ

件名	設置場所	事業目的	出願人	資本金	處置	條件及理由
ミンシ織總品製 造販賣業承認ノ 件	天津	婦人、子供服作 業衣ノ製造	天津特三區 六緯路 中根勝三	六〇〇〇 <small>圓</small>	認可	
華北皮革株式會 社天津工場設置 願ノ件	天津	皮革及皮革製 品製造ニ關ス ル原材料ノ製造 販賣	華北皮革株式會社	一〇〇〇〇〇	認可	

五 其ノ他
ノ第三國人ニ對シテハ當分ノ内證明書ヲ發行スルモノトシ要スレハ
代理店ヲシテ證明書發給ノ申請ヲ行ハシムルコトヲ得ル如クス
ニ取締等實施ノ細部ニ關シテハ許可證發行者ニ於テ定ムルモノトス
六 企業許可關係
本月中審査シタル事業許可左ノ如シ
一 工業關係

二、鑛業關係							
件名	採掘箇所	鑛運名	出願人	資本金	處置	像	件
菱苦土鑛並滑石開發ニ關スル件	山東省掖縣城四公里粉子山一帶	菱苦土鑛石	青島甘肅路八九號宮澤甲子三	八〇〇〇〇圓	認可		
金鑛開發ニ關スル件	河北省遷安縣第三區化峪子南關山口地方	金	北京內一區大方家胡同芳賀同靜	五〇〇〇〇			
右全	河北省遷安縣第三區金廠附近一帶地方	金	天津河北日緯路龍谷輔	九〇〇〇〇			
鐵鑛開發ニ關スル件	山東省歷城縣姚家莊	鐵	濟南市經二路緯六路川崎益榮	九〇〇〇〇			
重晶石開發ニ關スル件	山東省濰縣第一區七區南莊附近一帶	重晶石	青島市熱河路飛鳥井保三	六〇〇〇〇			

0215

山東恒立株式會社
設立願書

土地建物ノ
經營管理
仲介ノ
業務

山東省濟南市
二馬路
多治見文雄

1,500,000